

**福島イノベーション・コスト構想 イノベ地域来訪者受入体制構築事業
「地域の価値向上に向けたプラッシュアップ事業の実施」公募型プロポーザル方式募集要領**

この要領は、『福島イノベーション・コスト構想 イノベ地域来訪者受入体制構築事業「地域の価値向上に向けたプラッシュアップ事業の実施』において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により事業受託予定者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

1 目的

福島イノベーション・コスト構想（以下「イノベ構想」という）の実現に向け、浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）（以下「イノベ地域」という）に交流・関係人口等の来訪者を外部から呼び込むとともに、イノベ構想の担い手となる人材を継続的に確保していくためには、自立的、持続的に外部の活力を呼び込む体制を地域内に構築することが必要である。

そのため、本事業では、イノベ地域で活動する企業・団体等と協働し、イノベ地域外の企業・団体及び将来的に構想の担い手として期待できる若者等を主要なターゲットとし、イノベ地域に呼び込むためのコンテンツ開発を目的とする。

2 事業の概要

本事業は、公募により提案を受けた事業を機構が審査し、選定した事業を提案者と機構が協議のうえ仕様を決定し、機構から提案者へ事業委託し実施する。

(1) 事業費用

上限5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

ア 特定復興再生拠点区域を含む6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）での活動かつ同町村と連携した事業を実施する場合は、上限を6,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

イ 上記費用はあくまで上限額であり、事業費用は審査のうえ決定する。

(2) 事業実施期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで（最長）

(3) 選定件数

5件程度

3 スケジュール

内容	日時
質問書の提出期日	令和6年4月24日（水）
質問書への回答	令和6年5月1日（水）
参加表明書提出期日	令和6年5月15日（水） 17:00
企画提案書提出期日	令和6年5月17日（金） 17:00
町村からの推薦書提出期日	令和6年5月21日（火） 17:00

審査（プレゼンテーション）	令和6年5月22日（水）（予定）
審査結果通知日	令和6年5月24日（金）（予定）
契約締結	令和6年6月上旬

4 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次に該当しない者。

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立をし、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 機構が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れなどの契約を締結した場合においては、当該機構の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 上記「4 参加資格等」により、本プロポーザルに参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 福島県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 選定方針

(1) 選定対象とする事業

- ア イノベ地域の複数市町村で活動を行う、又は、イノベ地域の複数市町村の企業・団体・拠点等が関わるコンテンツ（ツアーや、体験メニュー、研修、イベント等）であること。
- イ イノベ構想の重点6分野や産業集積、地元企業の取引やイノベ構想への参画等と関連付けたコンテンツであること。
(例：先端技術を活用した農業の体験ツアーや、その作物を活用した食品ビジネス化等)
- ウ 事業実施翌年度以降も、地域等において持続的に自走して実施することが計画されたものであること。
- エ 過年度採択事業を継続実施する場合は、上記事項と過年度の成果及び課題を踏まえて事業内容をプラスアップしていること。また、更なる地域への定着に向けた新しい取組を行うことにより地域価値向上を図る事業であること。

(2) 選定対象外とする事業

以下に該当する事業は選定対象外とする。

- ア (1) アの条件を満たしていない事業
- イ 構想との関連性が認められない事業
- ウ 次年度以降への継続性が認められない事業
- エ 予算の組み換えに過ぎない既存事業
- オ 更なる地域定着に向けた新しい取組が認められない過年度採択事業
- カ 一方的な情報発信・PRや調査を主目的とする事業
- キ 公金の使用用途として社会通念上不適切と判断される事業

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

7 質問等の受付

(1) 受付期間

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、機構宛てに電子メールまたはFAXで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、書面以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに上記「3 スケジュール」で定める期限内に公表する。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出様式

事務局まで以下について指定部数を持参または郵送すること。

郵送による場合、提出期限内必着とする。持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の9:00～17:00とする。応募は連名でも可（応募の段階で代表団体を定めるものとする）。

ア 参加表明書（様式第2号）（正本1部）

イ 会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等（7部）

ウ 役員一覧（様式第3号）（正本1部）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）（正本1部）

9 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出書類

事務局まで以下について指定部数を持参または郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする）。

ア 企画提案書

様式任意（A4横・カラー両面印刷・表紙を除き20ページ以内）（正本1部 副本6部）

イ 参考見積書

様式任意（業務の各項目に対応した内訳を記載すること）（正本1部 副本6部）

ウ 町村からの推薦書

「2 事業の概要」（1）アに該当する事業の場合は、町村からの推薦書（様式第5号）を提出すること。＊推薦書の提出は、5月21日迄とする。

(3) 提案の内容

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、下記ア～オの内容について盛り込み、事業費内に収まるように積算し提案すること。

- ア 構想及び本事業に対する考え方
- イ 事業提案及び提案理由
- ウ 実施スケジュール
- エ 事業実施体制
- オ 事業効果（見込み）

10 企画提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記「4 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 提案書等の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合（なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない）。
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合。
- (5) 提示した業務内容と大きくかけ離れている場合。
- (6) 提案内容に対して見積もりが不適切な場合。
- (7) 提案書の提出から契約までの間に、提案書で提示した事業実施体制に記載した担当者が本事業に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く）。
- (8) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く）。

11 企画提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用ならびにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用できるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提案者の情報保護の観点から、原則として非開示とする（ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある）。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用できるものとする。
- (5) 提出書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 選定方針

(1) 選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する『福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域における交流・関係人口拡大推進業務「地域の価値向上に向けたプラッシュアップ事業の実施』プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、事業受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出状況によって、審査の選定方式及びスケジュールが変更になる場合がある。

(2) プロポーザル審査

提出のあった企画提案書についてプレゼンテーションを受け、優れた提案者を選定する。

ア 日時：上記「3 スケジュール」のとおり

イ 場所：機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル5階）（予定）

ウ 概要

- ① 1提案者あたりの出席者は2名以内とする。
- ② 1提案者あたりの時間は、25分程度とする。（15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑）
- ③ プrezentationに使用する資料は提案書と同じ内容とし追加の資料の配付は認めない。
- ④ プrezentationの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
- ⑤ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全社に対して書面にて通知する。
- ⑥ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準 審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配 点
事業遂行能力等		
事業体制	・本事業を実施するうえで十分な体制であるか。 ・不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか。	10点
スケジュール	・円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
企画提案内容		
事業理解	・本事業の目的や事業内容を十分に理解しているか。	10点
企画性	・提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。	10点
構想との関連性	・構想の取組との関連性はあるか。	10点
独創性	・本事業の効果を高める提案をしているか。	10点
事業経費	・事業経費は適正であるか。	10点
継続性・自主性	・本事業終了後、継続的に自主事業として実施される見込みがあるか。 ・地元市町村または関係機関（商工関係団体、地域づくり団体等）等と連携した事業であるか。	15点
広域性	・広域に事業の効果（交流人口の拡大、人の呼び込み等）が期待できる事業であるか。	15点
合計		100点

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は以下のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

13 委託契約の締結

審査委員会が選定した事業受託予定者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記 10 の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む）は、その者とは契約の締結は行わない。

14 その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

15 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当：神代（こうしろ）

住 所：〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話：024-581-6893 FAX：024-581-6898

メール：kouryuu-sokushin@fipo.or.jp